

平成28年第4回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成28年8月15日 (月曜日) 1日間 本会議1日

平成28年8月15日第4回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。(第1日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 碓 勝 征
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮 哲次 議会事務局主査 江崎 智恵

議事日程 平成28年8月15日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議長の辞職願
- 追加日程第1 議長の選挙について
- 追加日程第2 議席の一部変更について
- 追加日程第3 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第4 会期の決定について
- 追加日程第5 常任委員会委員の所属変更について
- 追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任願について
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 上峰町消防委員会委員の推薦について
- 追加日程第9 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第10 三養基西部葬祭組合議会議員の選挙について

午前9時30分 開会

○議長（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。本日は平成28年第4回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回上峰町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

8月8日付で議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

私のほうから若干経緯を申し上げたいというふうに思います。

理由といたしまして、議会運営ができない状況に陥ったということが1つでございます。

2番目に、私、体調不良に陥りまして、6月の定例会後に治療を受けました。今後も継続加療が必要になったということでございます。このことが辞表提出の主な理由でございます。

若干中身について説明申し上げたいと思います。

関連する問題を解決するため、議会運営を正常化するため、専門家に調査委託した上で参考人招致して意見を聞くことになり、補正予算を6月10日に賛成多数、可決をいただきました。補正予算を受けまして、議会正常化を図るため、7月25日全員協議会で私のほうより特別調査委員会設置を提案いたしました。しかし、同意が得られませんでした。反対5、賛成4でございました。正常化に向けての提案に反対とは非常に矛盾しているというふうに私は思います。まさに理不尽で、大義名分なき報道というふうに思います。これでは民主的な議会運営はなされません。

2月29日の全員協議会で、他の議員の個人的問題を私に責任転嫁という形になりまして、賛成5、反対4で議会構成変更、いわゆる私に辞任というようなことであったというふうに思います。私は直ちに3月31日に事務局長とともに顧問弁護士へ相談を申し上げました。4月11日に弁護士より指導を受けました。全員協議会で議会構成変更を多数決とられても、法的には効力はない、法的にやめる必要もない、役職を返上する必要もないという言葉いただきました。しかし、全会一致、全員の申し合わせの確認事項であれば、それは理解できるというような言葉をいただきました。

さらに、この取り扱い、議会総辞職とか、議会構成変更せよとか、まさに個人問題である問題を議会全体に振ること自体が、まさに理不尽で大義名分がない言葉だというお話もいただきました。しかも、昨年9月11日に個人問題で決着しているということでございます。

さらに、議長は議会の代表者であり、当然各議員へ指導、説明する立場にあると。これは当初の件でございます。そういう指導も市町の顧問弁護士、安永法律事務所に行きました。6月6日の私に対する不信任決議内容については、私は全く承服はできておりません。顧問弁護士よりも問題ないの指導を受けているということで、拘束力もないということでございます。

2番目に、私の体調関係でございますけれども、皆様に御迷惑をかけたかと思っておりますけれども、6月定例会後に主治医より呼び出しを受けまして、診察を受け、治療の結果、今後も継続加療することが必要であるという進言も受けました。

そういうことで、家族と後援会の皆さんとも相談し、今回、辞表を提出することを決断いたしましたところでございます。

以上でございます。

私の身上のことでございますので、ここで副議長と議長を交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（原田 希君）

皆さんおはようございます。それでは、碓勝征議長にかわりまして、議長の職務を私、原田希が交代いたします。どうぞよろしく申し上げます。

日程第1 議長の辞職願

○副議長（原田 希君）

それでは、早速ですが、日程第1. 議長の辞職願。

議長の辞職願を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、碓勝征君の退場を求めます。

〔碓議員退場〕

○副議長（原田 希君）

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（二宮哲次君）

〔朗読省略〕

○副議長（原田 希君）

それでは、お諮りいたします。碓勝征君の議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（原田 希君）

起立全員であります。よって、議長辞職願は許可することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。碓勝征君を入場させます。

〔碓議員入場〕

○副議長（原田 希君）

碓勝征議長が議長職を辞職されましたので、議長が決まるまで副議長である私、原田希が議長の職務を務めさせていただきます。

議長が欠けましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原田 希君）

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩をして、皆さんと協議したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原田 希君）

異議なしと認めますので、暫時休憩をいたします。

午前9時40分 休憩

午後1時 再開

○副議長（原田 希君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

追加日程第1 議長の選挙について

○副議長（原田 希君）

追加日程第1. 議長の選挙について。

これより議長の選挙を行います。

それでは、控室で皆様方と協議しましたとおり、議長選挙は投票によって行いたいと思います。

ただいまより議場を閉鎖いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（原田 希君）

ただいまの出席議員は10名でございます。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番議員向井正君及び2番議員吉田豊君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原田 希君）

異議なしと認めます。立会人に向井正君及び吉田豊君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（原田 希君）

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原田 希君）

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（原田 希君）

異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（原田 希君）

それでは、投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原田 希君）

投票漏れなしと認めます。

投票が終了いたしましたので、開票を行います。

向井正君及び吉田豊君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（原田 希君）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 なし

有効投票中

寺崎太彦君 5票

原田 希君 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であり、寺崎太彦君、原田希の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数でございます。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することとなっております。

寺崎太彦君及び原田希は議場におられますので、くじを引いていただくこととなります。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、この抽せん棒で行います。抽せん棒には1番、2番と表示をされております。1番と表示された抽せん棒を引かれた方が当選人となります。

それでは、向井正君及び吉田豊君、くじの立ち会いをお願いしたいと思います。

くじ引きなんですけど、ちょっとここで一言、私のほうから言わせていただきたいんですが、控室での協議の中で、順番的には議長がやめられたなら副議長だというような御推薦もいただいたんですが、そこで、私は次の議長が決まるまで、この進行を務めることが副議長としての責任だということで、副議長を現在辞職はしておりませんし、新しい議長が決まるようにこの会議を進めることが私の務めだと思っておりました。その中の御意見として、私の行動が、これまでこの上峰町議会の何と申しますか、私の行動でいろんなことが決まってきたというような前議長からの推薦の理由という形でおっしゃられましたが、私としては、そういう状況の中で、私がこの議会運営をすることはできない、正常化を目指さなければいけないという中で、私のせいでこういう事態が起こったと。だから、あなたがやるべきだというようなことを言われましたので、そういう状況では、私はできるはずないじゃないですかというお断りを皆さんの前でさせていただきました。しかしながら、半数の方が投票されたと、私に投票していただいたということは、私自身、理解しがたいものがございます。本当にこれでくじで決まった場合に、皆さんが私に本当に協力していただけるか、疑問を残すところがございます。ただ、しかしながら、くじ引きとなった以上はやらなければならないのかなというふうに思っております。

以上、ちょっと今の私の気持ちを、済みません、貴重なお時間をいただきながら、語らせていただきました。

それではまず、くじを引く順番を決めるくじを行います。寺崎太彦君及び原田希、くじを引いてください。寺崎さんお願いします。

〔抽せん〕

○副議長（原田 希君）

それでは、くじを引く順序が決定しましたので、報告いたします。

まず初めに寺崎太彦君、次に原田希、以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。それでは、寺崎太彦君及び原田希、くじを引いてください。

〔抽せん〕

○副議長（原田 希君）

それでは、くじの結果を報告いたします。

くじの結果、寺崎太彦君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（原田 希君）

それでは、ただいま議長に当選されました寺崎太彦君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

寺崎太彦議員、登壇して挨拶をお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。このたび、選挙で議長に選ばれました寺崎です。

正直、非常に気持ちの整理ができていない中、議長に推薦されましたので、しっかり重責を全うしていきたいと思います。その中で、今まで議会もいろいろな局面で半分に割れたりしてきましたので、これからはぜひとも協力をしてもらいたいと思いますので、皆さんよろしくをお願いいたします。

○副議長（原田 希君）

ありがとうございました。

これをもって副議長の職務を全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

以上をもちまして、降壇させていただきます。これより議長と交代をさせていただきます。ありがとうございました。

〔議長、副議長と交代〕

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

では、暫時休憩いたします。

午後 1 時 18 分 休憩

午後 2 時 12 分 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、再開いたします。

追加日程第 2 議席の一部変更について

○議長（寺崎太彦君）

追加日程第 2. 議席の一部変更について。

議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴いまして、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

寺崎太彦の議席を 10 番に、碓勝征君の議席を 4 番にそれぞれ変更いたします。

では、議席の移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

追加日程第 3 会議録署名議員の指名について

○議長（寺崎太彦君）

追加日程第 3. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、7 番吉富隆君及び 8 番大川隆城君を指名いたします。

追加日程第 4 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

追加日程第 4. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたします。

お諮りします。議長の選挙に伴い、常任委員会の所属変更の件を日程に追加し、追加日程第 5 として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、常任委員の所属変更の件を日程に追加し、追加日程第 5 として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第 5 常任委員会委員の所属変更について

○議長（寺崎太彦君）

追加日程第5. 常任委員会委員の所属変更について。

常任委員会委員の所属変更を行います。

常任委員会委員の所属変更につきまして、委員会条例第5条第5項の規定によりまして、総務厚生常任委員会の大川隆城君から振興常任委員に、振興常任委員の寺崎太彦から総務厚生常任委員にそれぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申し出があります。

この申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

なお、互選の結果、振興常任委員長に大川隆城君が選任されましたので、御報告いたします。

先ほど寺崎太彦から副議長へ議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。議会運営委員会委員の辞任願の件を日程に追加し、追加日程第6として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の辞任願の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

私、一身上のことですので、副議長と議長を交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（原田 希君）

それでは、寺崎太彦議長にかわりまして、議長の職務を私、原田希が交代いたします。どうぞよろしく申し上げます。

追加日程第6 議会運営委員会委員の辞任願について

○副議長（原田 希君）

追加日程第6. 議会運営委員会委員の辞任願について。

議会運営委員会委員の辞任願の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、寺崎太彦君の退場を求めます。

〔寺崎議員退場〕

○副議長（原田 希君）

それでは、事務局長に辞任願を朗読させます。

○議会事務局長（二宮哲次君）

〔朗読省略〕

○副議長（原田 希君）

事務局長の朗読が終わりました。

お諮りいたします。寺崎太彦君の議会運営委員会委員の辞任願を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原田 希君）

異議なしと認めます。よって、寺崎太彦君の議会運営委員会委員の辞任願の件については、許可することに決定しました。

しばらくお待ちください。寺崎太彦君を入場させます。

〔寺崎議員入場〕

○副議長（原田 希君）

これをもちまして、私の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

以上をもちまして、降壇させていただきます。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。ただいま寺崎太彦の議会運営委員会委員の辞任により、議会運営委員会委員が欠けましたので、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第7として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（寺崎太彦君）

追加日程第7. 議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定により、大川隆城君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大川隆城君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、互選の結果、議会運営委員会委員長に吉富隆君が選任されました。

次に進みます。

追加日程第8 上峰町消防委員会委員の推薦について

○議長（寺崎太彦君）

追加日程第8. 上峰町消防委員会委員の推薦について。

上峰町消防委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。消防委員については、大川隆城君を推薦いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、大川隆城君を上峰町消防委員会委員に推薦することに決定いたしました。

次に進みます。

追加日程第9 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（寺崎太彦君）

追加日程第9. 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法はいかがいたしましょうか。

○8番（大川隆城君）

指名につきましては、議長のほうで指名をお願いしたいと思いますが。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ただいま指名者は議長にという動議が出ました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に寺崎太彦を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました寺崎太彦を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました寺崎太彦が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

次に進みます。

追加日程第10 三養基西部葬祭組合議会議員の選挙について

○議長（寺崎太彦君）

追加日程第10. 三養基西部葬祭組合議会議員の選挙について。

三養基西部葬祭組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法はいかがいたしましょうか。

○8番（大川隆城君）

議長のほうで指名をお願いしたいと思っております。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ただいま指名者を議長にという動議が出ました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

三養基西部葬祭組合議会議員に寺崎太彦を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました寺崎太彦を三養基西部葬祭組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました寺崎太彦が三養基西部葬祭組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました寺崎太彦が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これもちまして、会議を閉じます。

平成28年第4回上峰町臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後2時28分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 碓 勝 征

上峰町議会議長 寺 崎 太 彦

上峰町議会副議長 原 田 希

上峰町議会議員 吉 富 隆

上峰町議会議員 大 川 隆 城